

まちづくりに関する方針

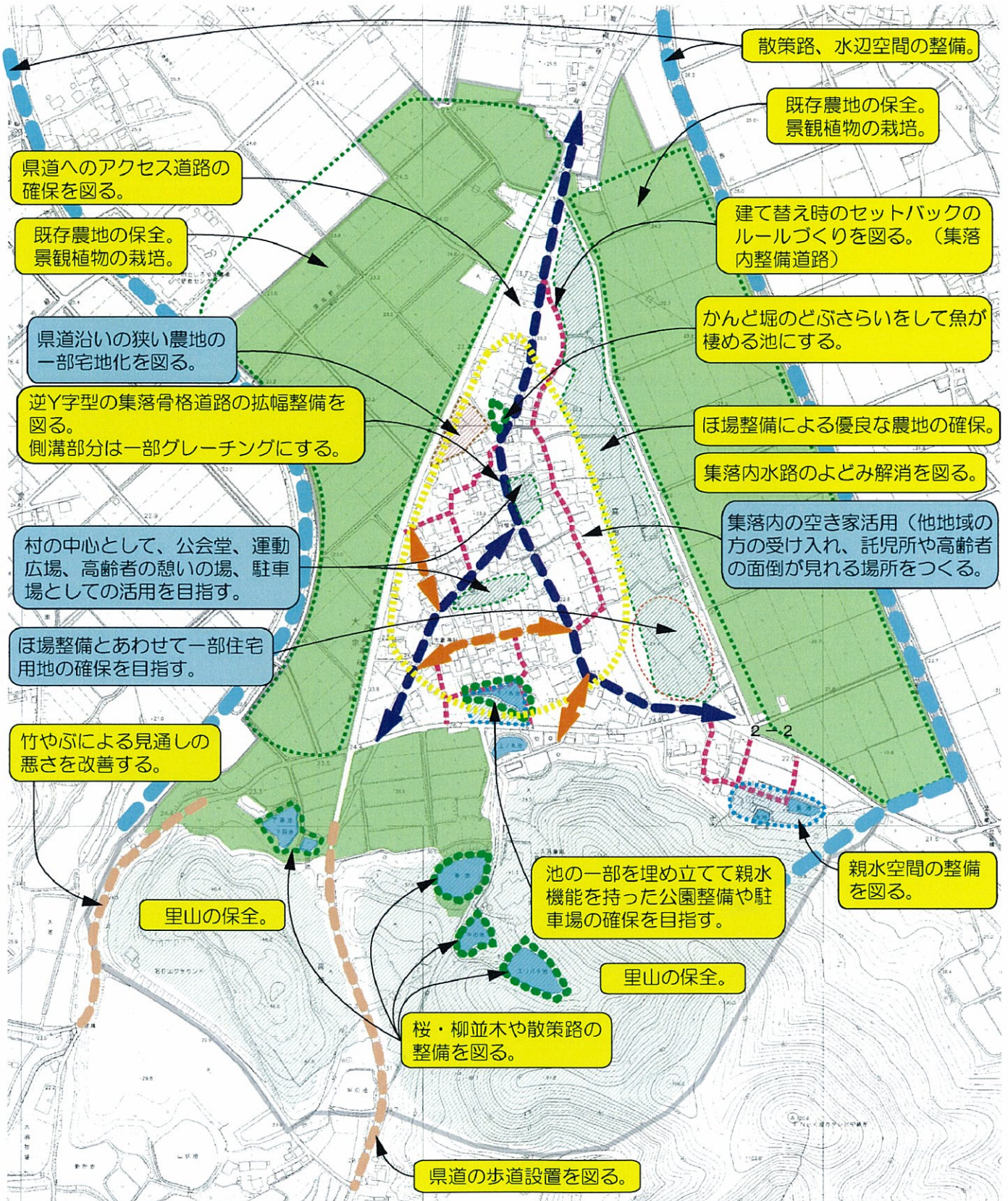
(高畑地区)

まちづくりに関する方針とは、地区の将来のあり方を示すもので、この方針を守っていくことにより、暮らしやすい魅力的な集落づくりを行っていかこうとするものです。

【計画の名称】		高畑地区まちづくり計画	
【目標・テーマ】		～美しい自然と人情味、創意工夫のむら高畑～ 美しい自然景観を保全し、自然・動植物との共存、共生を行いながら、地域の人と外から来る人が気軽に向き合い、つながりを活かした開かれたむらづくりを行っていく。	
【目標人口】		498人（昭和62年のピーク時の人口）	
【課題と対応方針】	必ず作成	1. 集落環境の保全に関する事項	建築物の高さについて： 戸建住宅を中心とした集落環境を目指すため建築物の高さは10m以下とする。 汚水対策について：清流の水路にする。新築時における合併浄化槽の設置を義務づける。
		2. 集落景観の保全・形成	外壁 色相R・Y R系/彩度6以下、Y系/彩度4以下、その他/彩度2以下。色相Nは認める。土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合はこの限りではない。自然系素材には、人工材及び人工的な着色によって自然の色彩を再現した材料は除く。道路に面して垣または柵を設ける場合、すべて生垣とするか、道路地盤面から1mを越える部分について、生垣やフェンスなど、見通しの妨げにならない構造にすることを目標とする。（道路を後退した部分に設置してはならない。）
		3. 公共施設の整備を図る取組み	逆Y字型の集落内骨格道路については、幅員5mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.5mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。 市道の2項道路については、有効幅員4mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の橙線。） 市道でない2項道路についても、有効幅員4mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の赤紫線。） 公園整備予定地には原則として建築物の整備を行わない。
		4. その他の施設の整備を図る取組み	運動広場、小公園の設置を目指す。 公会堂の移転新築又は一部改築を目指す。
	任意で作成	5. 安全安心対策	まちづくり協議会によるパトロールの推進。
		6. 歴史を活かす取組み	昔から続く行事の継承・発展。
		7. 自然を活かす取組み	水路の清掃を年に2回行う。 里山の管理を行う。
		8. 地縁者の範囲	小学校区の範囲とする。
【附図（まちづくり構想、まちづくり区分）】			

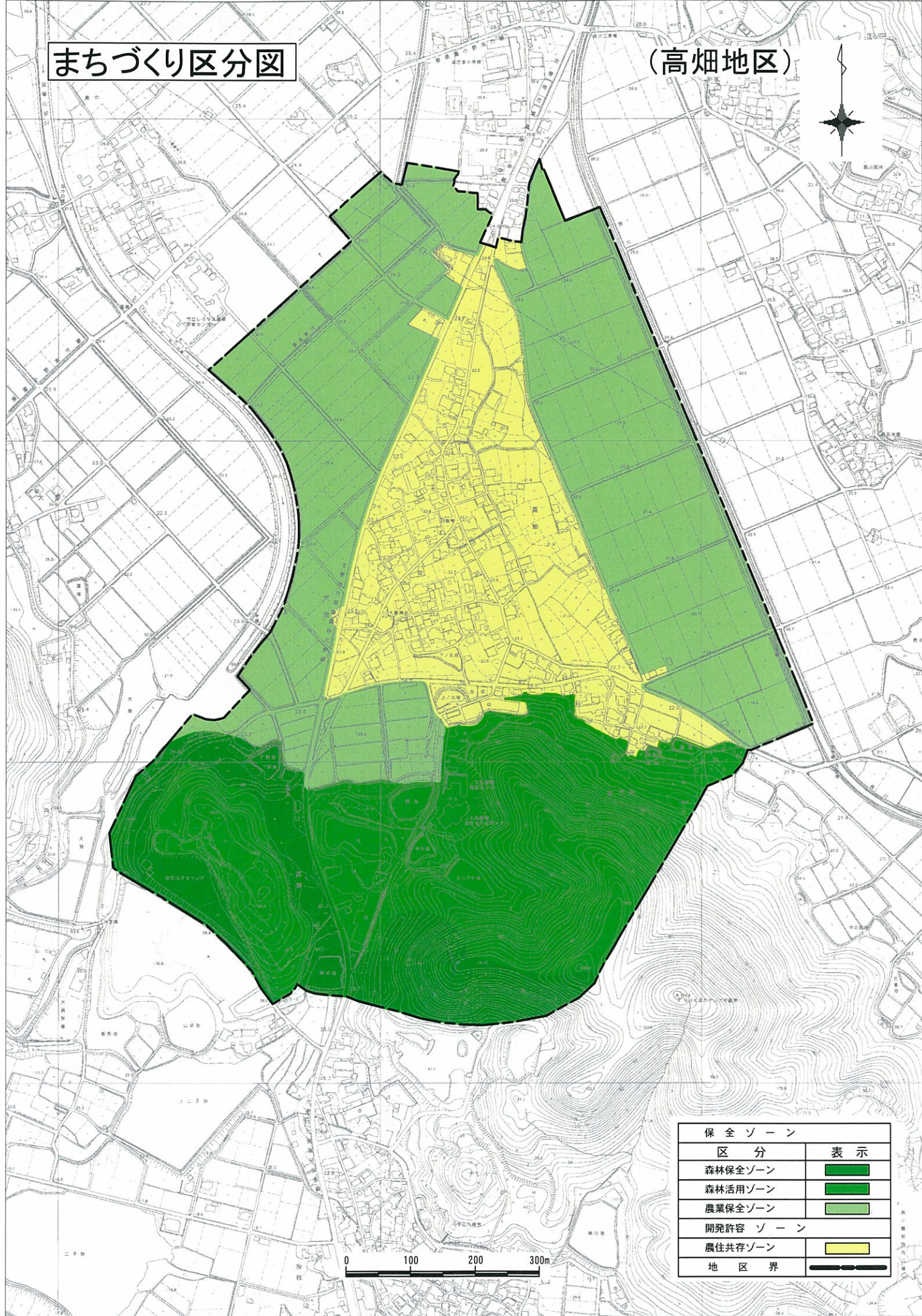
まちづくり構想図

(高畑地区)



まちづくり区分図

(高畑地区)

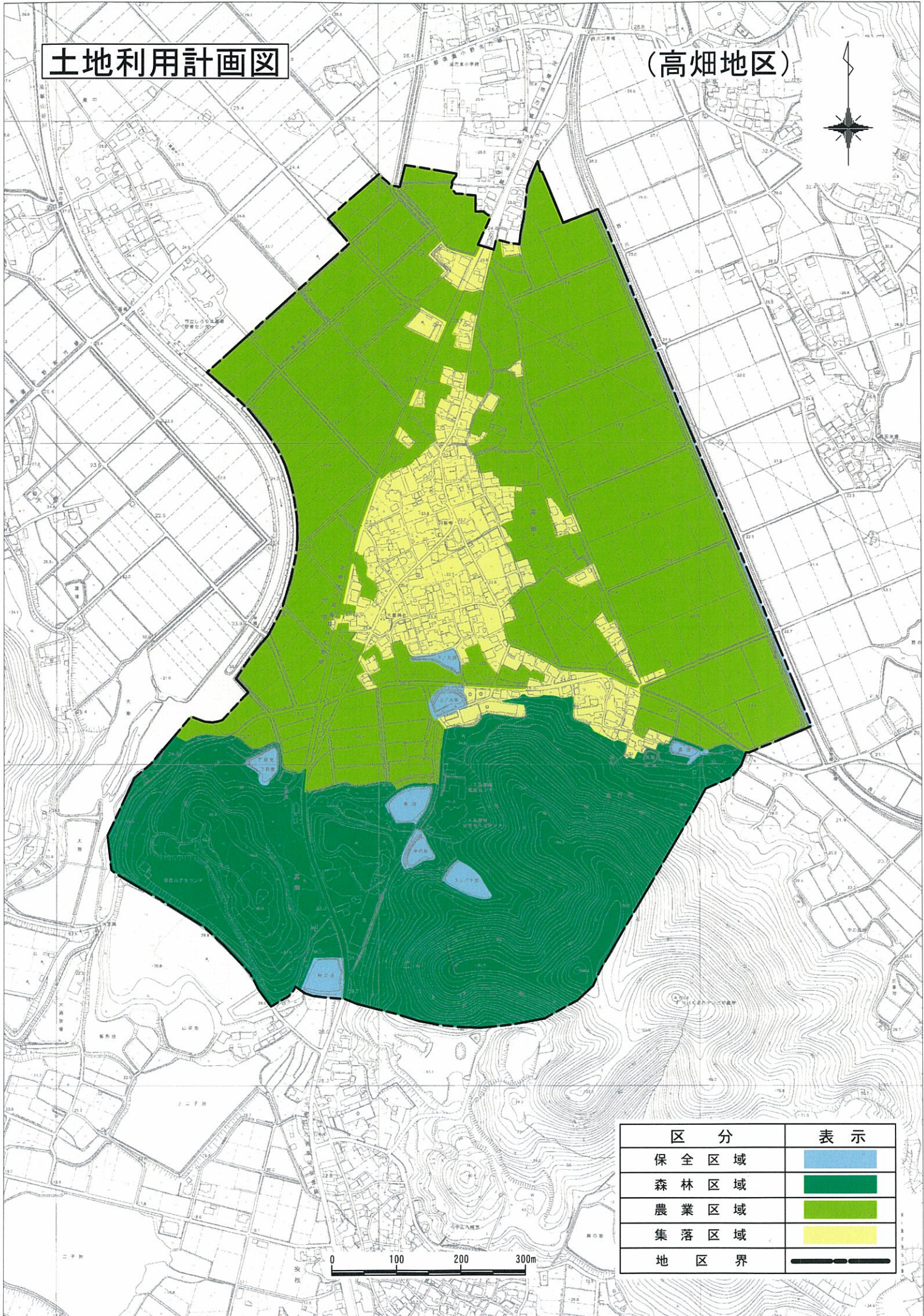


保 全 ソ ー ン	
区 分	表 示
森林保全ゾーン	
森林活用ゾーン	
農業保全ゾーン	
開 発 許 容 ソ ー ン	
農住共存ゾーン	
地 区 界	



土地利用計画図

(高畑地区)



区分	表示
保全区域	
森林区域	
農業区域	
集落区域	
地区界	